

平成28年10月20日

## 東庄町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

東庄町農業委員会  
会長 保立 和紀

「農業委員会に関する法律」第7条に基づき、東庄町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 73ha (平成32年度の目標数値)

##### 【目標設定の考え方】

管内の遊休農地面積が146ha確認されているが、10年後(平成28年度～平成37年度)には全ての遊休農地の解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査の徹底と利用意向調査に基づき相談・指導を実施する。
- ・利用意向調査結果を踏まえ、農地中間管理機構への貸付けを推進し調整を図る。

#### 2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 1,123ha

##### 【目標設定の考え方】

千葉県農地利用集積取組計画等を踏まえて、東庄町の耕地面積で2,202haのうち、約51%の1,123haの集積を目指す。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

農業委員及び農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構による「人・農地プラン」の作成を積極的に推進し、利用集積等の農地のあつせん情報を取りまとめ調整を図る。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標 10 経営体

##### 【目標設定の考え方】

平成 37 年度を目標年次とし、過去 3 年間の新規参入経営体の平均を目標とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

農業委員会を相談窓口として、関係機関との連携を強化し、新規参入者に対する就農相談や企業の参入を推進するとともに、農地のあっせん情報等についても積極的な活用を図る。